

# 都道府県知事等が行う農地転用許可の実態調査の結果について

## 1 調査の概要

本調査は、国が毎年、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の実態を調査し、調査結果を取りまとめて公表するとともに、事務の改善が必要と認められる事案（以下「要改善事案」という。）がみられた場合には、都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討し、必要に応じて、その内容を示して是正のための助言・勧告を行うこととしている（「農地法関係事務処理要領」（平成21年経営局長・農村振興局長連名通知）。

### (1) 調査対象

前年に都道府県知事等が行った農地転用許可事務（2ha以下）のうち、1都道府県当たり概ね50件を抽出。

※ 平成23年度及び平成24年度調査については、岩手県、宮城県及び福島県は対象外。

### (2) 調査方法

地方農政局等の担当者が都道府県等に出向き、農地転用許可に係る審査書類を確認。

## 2 調査結果

（単位：件）

調査年度と許可の主体	調査対象事案数	要改善事案数	立地基準	一般基準	添付書類	進捗状況報告等
平成22年度 (21年許可事案)	2,350 (100%)	290 (12.3%)	259 (11.0%)	5 (0.2%)	9 (0.4%)	43 (1.8%)
都道府県	1,752 (100%)	212 (12.1%)	184 (10.5%)	5 (0.2%)	8 (0.5%)	40 (2.3%)
市町村	598 (100%)	78 (13.0%)	75 (12.5%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	3 (0.5%)
平成23年度 (22年許可事案)	2,200 (100%)	311 (14.1%)	237 (10.8%)	36 (1.6%)	12 (0.5%)	49 (2.2%)
都道府県	1,100 (100%)	153 (13.9%)	114 (10.4%)	14 (1.3%)	9 (0.8%)	31 (2.8%)
市町村	1,100 (100%)	158 (14.3%)	123 (11.2%)	22 (2.0%)	3 (0.3%)	18 (1.6%)
平成24年度 (23年許可事案)	2,177 (100%)	343 (15.8%)	283 (13.0%)	18 (0.8%)	21 (1.0%)	47 (2.2%)
都道府県	1,480 (100%)	222 (15.0%)	178 (12.0%)	6 (0.4%)	14 (0.9%)	39 (2.6%)
市町村	697 (100%)	121 (17.3%)	105 (15.1%)	12 (1.7%)	7 (1.0%)	8 (1.1%)

（注）複数に該当する場合、それぞれにカウント。市町村は、大部分が農業委員会に委任されている。

- ・立地基準：農地の優良性等から農地を区分し、その区分に応じて判断する基準の適用
- ・一般基準：転用の確実性や周辺農地への被害の防除措置等を判断する基準の適用
- ・添付書類：法令で義務付けられている書類の添付状況
- ・進捗状況報告等：農地転用許可に付した条件に基づく事業の進捗状況の報告等